

大阪広域水道企業団公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する第152条第2項の規定により、大阪広域水道企業団企業長職務代理者を次のとおり定める。

平成29年10月3日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

平成29年10月8日から大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府指令市第2654号）第8条第3項の規定に基づく互選までの間大阪広域水道企業団副企業長清水豊が企業長の職務を代理する。